

(仮称) 見附市障害者差別解消推進条例

目次

全文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 障害を理由とする差別の解消（第8条－第10条）

第3章 障害を理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制
(第11条－第14条)

第4章 共生社会の実現に向けた取組（第15条－第18条）

第5章 雜則（第19条）

附則

私たち一人ひとりは、かけがえのない存在であり、全ての市民は、平等に権利を持っています。多様性が認められ、様々な人が地域にともに生き、活躍できる社会は、全ての市民にとって暮らしやすい豊かな社会です。障害のあるなしにかかわらず、ともに育ち、ともに学び、ともに働き、ともに暮らし、ともに尊重し、ともに支え合うことのできる社会こそが、私たちの目指すべき「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」です。

この住み慣れた地域で、その人らしく生活し、心豊かに暮らすことは、私たち市民の共通の願いです。

しかし、障害のある人は、障害や障害のある人への理解の不足又は 偏見から生じる社会的障壁による困りごとを抱え、日々の生活の中で障害を理由とした不利益な取扱い等の差別を受けていると感じている場合も少なくありません。障害のある人が日々の生活の中で受ける差別は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任です。私たちは、障害を理由としたあらゆる差別の解消に取り組まなければなりません。

このため、全ての市民が、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に向けて取り組むことが必要です。障害のある人もない人も、互いを理解し、思いやりの心を持つことが大切で、これまで以上に障害者施策に積極的に取り組んでいく必要があります。

これらの認識のもと、見附市は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。次条第8号において「障害者差別解消法」と

いう。)の趣旨を踏まえ、本市における障害を理由とする差別の解消の実現に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)、難病(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。)に起因する障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障がいのある人に対し、不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮の提供をしないことにより、障害のある人の権利利益を侵害することをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害又は障害に関連する事由を理由として、障害のある人に対して不利益な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮の提供 障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(本人の意思表明が困難な場合に、障害のある人の家族、支援者、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明を含む。)があった場合に、当該障害のある人と建設的な対話をを行い、実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供することをいう。
- (6) 正当な理由 障害のある人に対して、障害又は障害に関連する事由を理由として、財、サービス、各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと認められるものをいう。
- (7) 障害の社会モデル 障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方をいう。
- (8) 行政機関等 障害者差別解消法第2条第3号の行政機関等(市を除く。)をいう。
- (9) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者(市及び行政機関等を除く。)

をいう。

- (10) 市民 市内に居住し、又は市内に通勤し、通所し、若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進による共生社会の実現は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）の下に行わなければならない。

- (1) 障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、恋愛、結婚、出産、育児等その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること。
- (2) 障害のある人が地域で自立し、及び社会参加するため、どこで誰と生活するか、どのように学び、就業し、活動するか等について、障害のある人の選択や意思決定を尊重すること。
- (3) 障害のある人の選択や意思が尊重されるよう、必要な支援に取り組むこと。この場合において、障害のある児童には、成人の障害のある人とは異なる支援の必要性があることに留意すること。
- (4) 障害を理由とする差別は、障害及び障害のある人に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての市民が障害及び障害のある人に関する理解を深める必要があること。
- (5) 多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本とすること。
- (6) 障害のある人もない人も、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の違いを理解し、互いにその人格と個性を尊重すること。
- (7) 社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障害の有無にかかわらず、全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け相互に協力すること。
- (8) 障害のある女性が、障害及び性別により困難な状況に置かれている場合等、障害のある人が、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた合理的配慮がなされること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、事業者、市民、その他関係者と連携し、及び協力を図るものとする。

3 市は、事業者、市民、その他関係者と連携し、本条例の普及を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する理解を深めるものとする。

2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力すると

ともに、障害を理由とする差別の解消の推進に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する理解を深めるものとする。

2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策及び事業者が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組に協力するとともに、障害のある人の意思を尊重しつつ、障害のある人の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

3 市民は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。

(障がい者計画との関係)

第7条 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策について、障害者基本法第11条第3項の規定により策定された見附市障害者計画に定めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障害のある人に対し、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第9条 市及び行政機関等は、その事務又は事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない。

2 事業者は、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない。

(環境の整備)

第10条 市、行政機関等及び事業者は、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する理解の下、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

第3章 障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制

(相談)

第11条 障害のある人、その家族その他の関係者又は事業者（次項において「相談者」という。）は、市に対し、市内で発生した障害を理由とする差別に該当すると思わ

れる事案（以下「差別事案」という。）に関する相談をすることができる。

2 市は、差別事案に関する相談があったときは、その情報を収集し、相談者又は当該相談内容に関わる者に対し、必要に応じて次に掲げる対応をするものとする。

（1）相談を受けた事案に係る事実の確認及び調査を行うこと。

（2）必要な情報提供を行うこと。

（3）関係者間の調整を行うこと。

（4）その他必要な助言及び関係機関への取次ぎを行うこと。

（あっせんの申立て）

第12条 障害のある市民、その家族その他の関係者は、市長に対し、差別事案を解決するために必要なあっせんの申立て（以下「あっせんの申立て」という。）を前条第1項の相談をした後にすることができる。この場合において、緊急の必要があると市長が認めるときは、前条第1項の相談をせずにあっせんの申立てをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんの申立てをすることができない。

（1）あっせんの申立てをすることが当該障害のある市民の意に反すると認められるとき。

（2）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）による紛争の解決の手続をすることができるとき。

（3）申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その最後の行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。

（4）行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができるとき。

（あっせん）

第13条 市長は、あっせんの申立てがあったときは、見附市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）にあっせんを行うよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんの手続を開始するものとする。

（1）あっせんの必要がないと認めるとき。

（2）当該差別事案がその性質上あっせんをするのに適当でないと認めるとき。

3 協議会は、あっせんのために必要があると認めるときは、当該差別事案の関係者に協議会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 協議会は、あっせんの手続の開始後においても、第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該手続を中止することができる。

5 協議会は、第1項の規定による求めによりあっせんを行ったとき又は第2項各号のいずれかに該当するとしてあっせんの手続を行わない若しくは前項の規定によ

りあっせんの手続を中止したときは、市長にその旨を報告するものとする。

(勧告及び公表の措置)

第14条 協議会は、障害を理由とする差別を行ったとされる者が、協議会が作成したあっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、その旨を市長へ報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合であって、必要があると認めるとときは、障害を理由とする差別を行った者に対して、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応をするよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

5 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 共生社会の実現に向けた取組

(情報の収集、整理及び提供)

第15条 市は、不当な差別的取扱いをすることによる障害のある人の権利利益の侵害防止及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うこととに資するため、障害の分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供事例等の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(相互理解の促進)

第16条 市は、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消することの重要性に関する事業者及び市民の理解及び関心の増進が図られるよう、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに関する知識の普及啓発のための広報活動その他の啓発活動を計画的に推進するものとする。

2 市は、日常生活又は社会生活に関する分野において、障害のある人と障害のない人が一緒に活動し、又は交流する機会を創出することその他必要な取組により、その相互理解を促進するものとする。

3 障害のある人もない人も、相互に理解を深め、共生社会の実現を図るものとする。

(教育)

第17条 市は、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶことができる包括的な教育を実施するため、障害のある児童が障害の特性に応じた教育を受けることができるよう必要な施策を推進するものとする。

2 市は、障害のある児童と障害のない児童との交流の機会の創出その他の必要な取組により、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を促進す

るものとする。

(意思疎通)

第18条 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得し、又は理解しやすくするため、点字、平易な表現等の障害の特性に応じた意思疎通手段の普及を図るとともに、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、見附市手話言語条例（平成29年条例第20号）により、手話への理解及び手話の普及の促進を図るものとする。

第5章 雜則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。